

令和3年度版

保健福祉ガイド

～詳細版～



～人もキラリ、町もキラリ、
みんなが健康で輝くまちへ～

保健福祉ガイドの利用にあたって

○制度内容や手当額などは令和3年7月1日を基準としていますが、制度改正などで変わることがあります。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、休止または内容を一部変更して実施していることがあります。

※このガイドについてのご意見、ご質問は
保健福祉課（☎0123-83-4750）にお問い合わせください。

目次

子育て世代の方へ

妊娠・出産したら

○妊娠届出・母子健康手帳交付・妊婦健診	1
○妊娠婦安心出産支援事業	1
○妊婦等に対する予防接種費用の助成	1
○プレママ講座	1
○産婦健康診査費用の助成	1
○新生児聴覚検査費用の助成	1
○新生児全戸訪問	1
○産後ケア事業	2
○子育て世代包括支援センター	2

子どもの健診について

○乳幼児健診	2
○乳幼児歯科健診・フッ素塗布	2

子どもの予防接種について

○子どもの予防接種	2
○緊急風しん対策事業	3

子どもの医療費について

○ゆにっ子医療費助成制度	3
○未熟児養育医療給付制度	3

手当、補助金について

○児童手当	4
○就学援助制度	4
○低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（その他の世帯分）	4

子育て相談について

○すくすくサロン	5
○子育て情報メール配信	5
○子育て支援センター	5

認定こども園・保育園について

○にじいろこども園・三川保育園	6
○一時保育	6

小学生・中学生になつたら

○放課後児童健全育成事業（学童保育）	6
○中学生ピロリ菌検査・除菌治療	7
○子ども生活習慣病予防健診（由仁っ子健診）	7

ひとり親家庭について

○児童扶養手当	7
○ひとり親家庭等医療費助成制度	7
○母子父子寡婦福祉資金貸付制度	8
○自立支援給付金	8
○JR通勤定期乗車券割引制度	8
○低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	8

障がいのある方へ

制度について

○身体障害者手帳	9
○療育手帳	9
○精神障害者保健福祉手帳	9
○障害者総合支援法によるサービス	9
○児童福祉法によるサービス	11

生活に役立つ支援

○身体障がい者（児）補装具費の給付	12
○障がい者（児）日常生活用具の給付	12
○自助具等の給付	13
○移動支援	13
○日中一時支援	13
○地域活動支援センター	13
○配食サービス	13
○意思疎通支援	13
○福祉タクシー利用券の交付	14
○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	14
○歩行杖の給付	14
○車イスの貸出し	14
○ONET119緊急通報システム	14

○緊急通報装置	14
---------	----

医療費について

○自立支援医療（更生医療）	15
○自立支援医療（精神通院医療）	15
○自立支援医療（育成医療）	15
○重度心身障がい者医療費助成制度	15

助成金・手当・各種減免制度について

○自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税環境性能割の減免	16
○軽自動車税種別割の減免	16
○有料道路通行料金の割引	16
○NHK放送受信料の減免	16
○腎臓機能障がい者通院交通費の補助	17
○自動車改造費の助成	17
○自動車運転免許取得費の助成	17
○障害基礎年金	17
○特別障害者手当	17
○障害児福祉手当	17
○特別児童扶養手当	18
○北海道心身障害者扶養共済制度	18

相談について

○相談支援	18
-------	----

高齢な方や介護が必要な方へ

介護について

○介護保険制度	19
○介護用品の給付	23

生活に役立つ支援について

○配食サービス	23
○緊急通報装置	23
○デマンドタクシー	23
○歩行杖の給付	24
○生活支援ボランティア	24
○車イスの貸し出し	24

認知症の支援

○認知症カフェ事業	24
○認知症センター養成講座	24
○認知症高齢者等見守りネットワーク	24
○認知症高齢者等GPS購入料の助成	24

見守り、助け合い

○除排雪サービス	25
○地域支え合い活動	25

医療保険について

○健康保険の高齢受給者	25
○後期高齢者医療制度	25

介護予防と生きがいづくり

○げんき塾	26
○いきいきサロン	26
○老人クラブ活動	26
○地域サロン	26
○由仁町高齢者事業団	26
○ボランティア活動（ボランティアポイント）	26

予防接種について

○高齢者の予防接種	28
-----------------	----

健康づくりに関するこ

健康診査について

○各種健診（検診）等	29
○健康推進・地域活性化事業	30

健康増進について

○健康教育	30
○健康相談	30
○健診結果説明会	30
○特定保健指導	30
○健康づくりのためのトレーニング機器の利用	31

由仁町立診療所に関すること

診療所で受けられるサービスについて

○療養中の医療、介護および福祉サービスの相談	31
○外来診療	31
○救急診療	31
○在宅療養支援	31

新型コロナウイルス感染症に関すること

○新型コロナウイルス感染症に関する相談	32
○新型コロナウイルスワクチン接種	32

その他の生活支援と各種相談一覧

○民生委員・児童委員	33
○生活保護	33
○生活・困りごと相談	33
○福祉金庫貸付事業	33
○生活福祉資金の特例貸付	33
○無料法律相談	34
○児童虐待相談	34
○配偶者や交際相手からの暴力相談	34
○高齢者に関する相談	34
○各種相談員	35



子育て世代の方へ

妊娠・出産したら

■妊娠届出・母子健康手帳交付・妊婦健診 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

妊娠届出時に母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票（14回分）、超音波検査受診票（6回分）を交付します。また、由仁町の母子保健サービスを案内します。妊娠11週までを目途に届出を行ってください。

■妊娠婦安心出産支援事業 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

自宅から産院までの通院にかかる交通費の一部を助成します。

【助成額】1,430円×通院回数（上限16回）の3分の2に相当する額

■妊婦等に対する予防接種費用の助成 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

【任意予防接種】

予防接種名	対象者	回数	費用
風しん	・妊娠を希望する女性とその夫および同居人 ・風しん抗体価が低い妊婦の夫および同居人 (風しん抗体検査の結果、抗体価が低い方が 予防接種の対象となります。)	1回	無料
インフルエンザ	妊婦	1回	2,550円を上 限として助成 (注1)

【接種医療機関】風しんは由仁町立診療所と牧野内科医院で接種できます。

インフルエンザの接種医療機関の指定はありません。

(注1) 予防接種後に償還払いの方法で、費用を助成します。

■プレママ講座 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

妊娠・出産・育児について学んだり、不安や楽しみを共有する場として母親・両親学級を開催します。

■産婦健康診査費用の助成 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

産後2週間頃と産後1か月頃に行う産婦健康診査（2回分）の費用を助成します。

■新生児聴覚検査費用の助成 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

出産した産院等で行う新生児の聴覚検査費用を助成します。

【助成額】上限 5,000円

■新生児全戸訪問 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

お父さんやお母さんが安心して子育てができるよう、生後1か月前後の子どもを持つすべてのご家庭を保健師が訪問し、育児に関する悩みや栄養に関する相談に応じるほか、必要なサービスの情報提供などを行います。

■産後ケア事業

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

産後の心身のケアや、育児・授乳へのサポートを必要とする方へ、助産師が家庭訪問などで助言や指導を行います。

【自己負担】1割～2割（課税状況により異なります。生活保護世帯は無料です）

■子育て世代包括支援センター

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

健康元気づくり館内に設置し、保健師が妊娠・出産から子育てにわたるまでの様々な相談に応じ、切れ目のない支援を行います。

子どもの健診について**■乳幼児健診**

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

4か月児・7か月児・10か月児・13か月児・1歳6か月児・3歳児健診を、毎月1回（4月と1月を除く）げんき館で実施します。対象の子どもがいる保護者には新生児訪問時に案内します。

■乳幼児歯科健診・フッ素塗布

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

乳幼児の虫歯予防のために、歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるフッ素塗布とブラッシング指導を行います。現在は、感染予防のため乳幼児健診対象児とその兄弟のみが対象です。

【自己負担】フッ素塗布300円

【日 程】乳幼児健診と同日実施

子どもの予防接種について**■子どもの予防接種**

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

【接種医療機関】

- ・牧野内科医院・・・・すべての予防接種ができます。
- ・由仁町立診療所・・・・インフルエンザ（過去に接種歴のある方）、日本脳炎（高校生以上）、子宮頸がん予防接種のみ接種できます。

【定期予防接種】※費用は無料です。

予防接種名	対象者	回数	お知らせ方法等
ロタ（ロタテック）	生後6週から32週未満	3回	
ヒブ	生後2ヶ月から60ヶ月 (5歳)未満	4回	
小児用肺炎球菌	生後2ヶ月から60ヶ月 (5歳)未満	4回	
B型肝炎	生後12ヶ月(1歳)未満	3回	
四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）	生後3ヶ月から90ヶ月 (7歳半)未満	4回	新生児訪問時
BCG	生後12ヶ月(1歳)未満	1回	
麻しん風しん(MR) Ⅰ期	生後12ヶ月(1歳)から 24ヶ月(2歳)未満	1回	

麻しん風しん（MR） Ⅱ期	次年度小学校に入学する年齢	1回	対象者へ個別通知
水痘	生後12か月（1歳）から36か月（3歳）未満	2回	新生児訪問時
日本脳炎 Ⅰ期 ※	生後6か月から90か月（7歳半）未満	3回	3歳児健診案内時
日本脳炎 Ⅱ期 ※	9歳から13歳未満	1回	小学4年生へ個別通知
二種混合	11歳から13歳未満	1回	小学6年生へ個別通知
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）	小学6年生から高校1年生の年齢に該当する女子	3回	今年度は中学3年生、高校1年生へ個別通知します。個別通知がなくても接種できますので、接種希望者は保健福祉課へお申し込みください。

※日本脳炎の予防接種は対象年齢以外の方への特例措置があります。

【任意予防接種】

予防接種名	対象者	回数	お知らせ方法等	費用
おたふくかぜ	生後12か月から小学校就学前まで	1回	新生児訪問時	無料
インフルエンザ	生後6か月から中学3年生まで	13歳未満2回 13歳以上1回 (1シーズン)	広報ゆに・由仁町ホームページ	1,300円

■緊急風しん対策事業

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

風しんの流行による先天性風しん症候群の発生を防ぐため、抗体検査と予防接種を実施します。

【実施期間】令和4年3月まで

【対象者】昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

【実施方法】最初に抗体検査を受け、抗体が不足している場合にワクチンを接種します。

【実施場所】全国の医療機関および健診機関等（事前に申し込みが必要です。）

【自己負担】無料

子どもの医療費について

■由仁っ子医療費助成制度

【住民課 戸籍・国保担当 ☎83-3903】

町内に居住する0歳から中学校卒業（15歳に達した後、最初の3月31日）までの子どもの医療費を全額助成します。入院、通院の区別なく保護者の負担はありません。ただし、所得制限に該当する方は、1割負担となります。

医療機関受診の際、ほかの医療費助成制度（国または北海道の制度など）の対象となっている場合は、その受給者証も一緒に提示してください。

■未熟児養育医療給付制度

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

出生時体重が2,000g以下または体の発育が未熟なまま出生した場合、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた乳児の治療に必要な費用の一部を公費で負担します。

手当、補助金について

■児童手当

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

0歳から中学校卒業（15歳に達した後、最初の3月31日）までの子どもを養育している方に支給します。

【手当月額】 3歳未満の子ども 一律 15,000円

3歳以上小学校修了前までの子ども

1人目および2人目 10,000円

3人目以降 15,000円

中学生 一律 10,000円

※ただし、受給者の所得が限度額以上の場合、子どもの年齢に関係なく手当の月額は一律5,000円となります。

■就学援助制度

【教育課 総務・学校教育担当 ☎83-3904】

経済的な理由でお困りの小・中学生の保護者に対して、就学に必要な学用品費や修学旅行費、給食費などを援助します。

援助の対象は、生活保護世帯、市町村民税が非課税の世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯など収入が低く経済的に困っている世帯、前年の所得額が基準額を超えない世帯です。

なお、生活保護を受けている方は、教育扶助費が支給されていますので、就学援助の支給対象は修学旅行費のみとなります。

■低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（その他の世帯分）

【保健福祉課

福祉・児童担当 ☎83-4750】

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている子育て世帯を支援するため、次のとおり給付金が支給されます。

【対象者】 別表の養育要件および所得要件のいずれかに該当する方

【支給額】 児童1人当たり5万円

【申請方法】 申請が必要な方は、次の書類を保健福祉課に持参してください。

(1) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

(2) 通帳またはキャッシュカード

(3) 令和3年1月以降の任意の1か月の収入額がわかる書類

（給与明細書、年金振込通知書など）

【申請期限】 令和4年2月28日（月）

養育要件	所得要件	申請区分
①令和3年4月分の児童手当 または特別児童扶養手当の受 給者（ひとり親世帯を除く）	令和3年度分の住民税が非課税である 方	申請は不要です
	新型コロナウイルス感染症の影響に より令和3年1月以降の収入が急変 し、住民税非課税相当になる方	申請が必要です

②令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれる新生児を養育する方	令和3年度分の住民税が非課税である方	申請は不要です
	新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当になる方	
①・②に該当せず、生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの児童を養育する方（ひとり親世帯を除く）	令和3年度分の住民税が非課税である方	申請が必要です
	新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当になる方	

子育て相談について3

■すぐすぐサロン

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

乳幼児の身長・体重計測や育児相談、保護者同士の交流を目的に月1回実施します。予約は不要です。

【日程】毎月第1月曜日の10時～11時30分

【場所】げんき館

■子育て情報メール配信

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

0歳から小学校就学前の子どもがいる保護者に、子育てに関する事業や情報をメールでお知らせします。ご希望される場合、事前に登録が必要です。

■子育て支援センター

【子育て支援センター ☎76-7807】

乳幼児期の子どもと保護者のみなさんとの交流の場であり、電話や来所による子育て相談も行っています。また、教室や講座も行っており、自宅ではできないダイナミックな遊びや季節に合わせた遊びを行っています。

【対象者】就学前の子どもとその保護者

【場 所】由仁町子育て支援センターきらり（旧由仁幼稚園）



認定こども園・保育園について

■にじいろこども園・三川保育園

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

満3歳以上の小学校就学前である子どもであり、家庭で保育できる方であっても教育（幼稚園機能）を受けることができます（1号認定）。教育時間は10時から14時までですが、それ以降も預かり保育を利用することができます。

就労や病気等により子どもを家庭で保育できない方も利用できます（2・3号認定）。保育時間は7時30分から18時30分までですが、19時30分まで延長保育（有料）を行っています。利用料は子どもの年齢や世帯の住民税課税額等で決まります。

なお、非課税、ひとり親および多子世帯に対しては、子どもの数や保護者の所得に応じて、利用料軽減支援を行っています。園を利用する3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料は無償です。ただし、給食費・材料・行事費などは、実費徴収となります。

また、園の行事・活動内容等詳細を知りたい場合は各園にお問い合わせください。

名称	住所	定員	電話番号
にじいろこども園	由仁町本町318番地	80	83-2709
三川保育園	由仁町三川泉町201番地の7	35	86-2544

【備考】申込は入園希望の40日前から可能です。

■一時保育

にじいろこども園【☎83-2709】三川保育園【☎86-2544】

保護者の通院や冠婚葬祭、リフレッシュなど一時的に家庭における保育が困難となる子どもに対し、一時的に預かり保育を行います。

【対象者】町内に居住する1歳以上小学校就学前の子ども

【利用施設】にじいろこども園、三川保育園

【利用時間】8時～18時

【利用料】クラス年齢 0～2歳児 250円／時

3～5歳児 200円／時

小学生・中学生になつたら

■放課後児童健全育成事業（学童保育）

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

保護者が労働等により専門家庭にいない子ども（小1～6年生）をお預かりしています。長期休業中のみの利用も可能です。

【設置場所、利用時間および料金】

由仁地区（げんき館）	平日：放課後～18時 土曜日・長期休業時：9時～18時 1人目～月額4,000円 2人目以降～月額3,000円 おやつ代別途
三川地区（三川会館）	平日：放課後～18時30分 土曜日・長期休業時：9時～18時30分 1人目～月額4,000円 2人目以降～月額3,000円 おやつ代別途

※生活保護世帯および町民税非課税世帯の場合、子ども1人につき月額1,000円を助成

します。
※町から委託を受けた父母の会が運営しています。

■中学生ピロリ菌検査・除菌治療 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

尿検査によるピロリ菌感染の有無を調べ、感染陽性者には除菌治療費用を助成します。
学校健診の尿検査と一緒に検査を行います。

【対象者】中学2年生

【自己負担】無料

■子ども生活習慣病予防健診（由仁っ子健診）【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

生活習慣病予防健診として、血液検査、尿検査、身体測定、血圧測定、医師の診察を行います。健診結果は、保健師が保護者と本人へ個別に説明します。

【対象者】中学2年生

【自己負担】無料

【実施機関】牧野内科医院、にしみこどもクリニック（栗山町）

ひとり親家庭について

■児童扶養手当 【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、対象の子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（重度の障がいの場合は20歳未満）、手当が支給されます。なお、手当の支給には所得制限があるほか、公的年金との併給調整など詳細な条件があります。

【手当額】前年（1月～6月に申請する場合は前々年）の所得額に応じて手当の額が変わります。

・基本月額

全部支給	43,160円
一部支給	43,150円～10,180円（10円刻みで減額）

・加算額（月額）

2人目	全部支給 10,190円
	一部支給 10,180円～5,100円
3人目以降	全部支給 6,110円
	一部支給 6,100円～3,060円

・支払月 年6回（奇数月）

■ひとり親家庭等医療費助成制度 【住民課 戸籍・国保担当 ☎83-3903】

ひとり親家庭の保護者とその子どもに対し、医療費の自己負担分を助成します（所得制限があります。）。

医療機関受診の際、ほかの医療費助成制度（国または北海道の制度など）の対象となっている場合は、その受給者証も一緒に提示してください。

■母子父子寡婦福祉資金貸付制度

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

福祉資金は、母子父子寡婦家庭の生活の安定とその扶養する子どもの福祉の向上を図るために資金の貸付制度です。詳細については、空知総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係（☎0126-20-0120）か保健福祉課にご相談ください。

■自立支援給付金

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

・自立支援教育訓練給付金

母子家庭・父子家庭の親（児童扶養手当受給者等）が、就職のために必要な能力開発に取り組むため、あらかじめ指定した講座を受講した場合に、経費の6割（1万2千円以上で20万円を上限）を支給します。受講開始手続きの前に、対象講座指定申請書を提出し、対象講座の指定を受ける必要があります。

・高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金

母子家庭・父子家庭の親（児童扶養手当受給者等）が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関において修業する際に、生活に要する費用の一部を支給します。

詳細については、空知総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室子ども子育て支援係（☎0126-20-0120）か保健福祉課にご相談ください。

■JR通勤定期乗車券割引制度

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

児童扶養手当を受給している方または同一世帯の方が、JRの通勤定期乗車券購入時に3割引になる制度です。学割など他の割引制度との併用はできません。定期券の購入時に、特定者資格証明書（写真付）および特定者用定期乗車券購入証明書が必要です。

■低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

【保健福祉課

福祉・児童担当 ☎83-4750】

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている子育て世帯を支援するため、次のとおり給付金が支給されます。

【対象者】 児童扶養手当の対象となるひとり親世帯のうち、次のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
- ②遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金を受給し、令和3年4月分の児童扶養手当が全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

【支給額】 児童1人当たり5万円

【申請方法】 対象者①の方は、既に給付金を支給しています。②・③に該当する方は、次の書類を保健福祉課に持参してください。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- (2) 通帳またはキャッシュカード
- (3) 戸籍謄本または抄本（申請者と対象児童の関係がわかるもの）
※児童扶養手当の認定を受けている方は不要です。
- (4) 給与明細書、年金振込通知書など収入額がわかる書類

【申請期限】 令和4年2月28日（月）

障がいのある方へ

制度について

■身体障害者手帳

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

身体に一定以上の継続する障がいを有する方で、身体障害者障害程度等級表に該当すると認められた場合に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、障がいの種類や程度に応じて各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

【障がいの種類】肢体、視覚、聴覚または平衡機能、心臓機能、腎臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、免疫機能に継続する障がいのある方

■療育手帳

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

児童相談所（18歳未満）または北海道立心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障がいの状態にあると判定された方に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

■精神障害者保健福祉手帳

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

精神疾患（知的障がいを除く。）を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約があると認められた場合に手帳が交付されます。この手帳を取得することにより、各種の福祉制度・サービスを受けることができます。

■障害者総合支援法によるサービス

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、地域生活への移行・継続を支える「地域相談支援給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます（※認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります。）。

種別	サービス	内 容
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において必要な援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅等で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

種別	サービス	内 容
介護給付	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合など、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立生活援助	施設などに入所していた方が、一人暮らしに必要な生活力を身につけるために、定期的な訪問や、相談対応を行います。
	自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	一定期間、居住の場所を提供して、家事等の日常生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (雇用・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般企業等での就労に移行した方が、就労を継続できるよう必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援	入所、入院していた方に住居の確保その他の地域生活に移行するための必要な支援を行います。
	地域定着支援	地域生活が不安定な方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。

【対象者】身体・知的・精神に障がいのある方、難病患者等で一定の障がいがある方

【備 考】自己負担は原則としてサービス利用費の1割です。ただし、本人および配偶者（子どもの場合は保護者）の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

●由仁町内でサービスを受けられる事業所

サービス種別	事業所名	住 所	対象※	定員
居宅介護 (ホームヘルプ)	由仁町社協居宅サービスステーション	由仁町東栄87番地の1 健康元気づくり館内	身/知/ 児/精	一
重度訪問介護	由仁町社協居宅サービスステーション	由仁町東栄87番地の1 健康元気づくり館内	身	一
生活介護	障がい者支援センターゆに農場	由仁町中央321番地	知	12人
	KAKA's FACTORY	由仁町川端1002番地	身/知/ 精	10人
	由仁町社協デイサービスセンター	由仁町東栄87番地の1 健康元気づくり館内	身/知/ 精	3人
自立訓練 (機能訓練)	由仁町社協デイサービスセンター	由仁町東栄87番地の1 健康元気づくり館内	身	3人
就労継続支援 (非雇用型)	YUNI-FACTORY	由仁町本町266番地	知/精	20人
	KAKA's FACTORY	由仁町川端1002番地	身/知/ 精	10人
共同生活援助 (グループホーム)	ケアホームユンニ	由仁町熊本676番地	知	5人
	YUNI-HOUSE	由仁町東栄16番地の 11	身/知/ 精/難	8人

※身：身体障がい者

知：知的障がい者

児：障がい児

精：精神障がい者

難：難病患者

■児童福祉法によるサービス

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

発達に特性等のある 18 歳未満の子どもを対象に、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう支援を行います。

通所系	放課後等デイサービス	放課後や学校休業日に生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流促進の支援を行います。
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作、知識技能を身に着けるための支援、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作、知識技能を身に着けるための支援、集団生活への適応訓練と、治療を行います。

通所系	居宅訪問型児童発達支援	自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作、知識技能を身に着けるための支援、集団生活への適応訓練を行います。
	保育所等訪問支援	保育所や学校を訪問し、集団生活に適応できるよう、身体状況や環境等に応じて支援を行います。
入所系	福祉型障害児入所施設	施設入所している障がいのある子どもを保護しながら、日常生活の指導や知識技能の習得を支援します。
	医療型障害児入所施設	施設入所している障がいのある子どもを保護しながら、日常生活の指導や知識技能の習得を支援し、治療を行います。

●由仁町内でサービスを受けられる事業所

サービス種別	事業所名	住 所	定員
児童発達支援	こどもねっとゆに	由仁町東栄87番地の1 健康元気づくり館内	10人
放課後等デイサービス			
保育所等訪問支援			10人

生活に役立つ支援

■身体障がい者（児）補装具費の給付 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

身体障がい者および身体障がい児の失われた身体機能を補完または代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図るため、補装具費が支給されます。

【対象者】身体障害者手帳をお持ちの方で補装具装着が必要と認められた方

【備 考】自己負担は原則として補装具費（基準額の範囲内）の1割です。ただし、本人および配偶者（子どもの場合は保護者）の所得に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

■障がい者（児）日常生活用具の給付 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

障がい者および障がい児の日常生活をしやすくするため、日常生活用具の給付を行います。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方または難病患者等で、用具の給付により日常生活における負担を軽減できると認められた方

【備 考】自己負担は原則として日常生活用具費（基準額の範囲内）の1割です。ただし、世帯の所得に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

※新規にストーマの給付を受けられた方は、処理の方法について注意事項がありますので、住民課環境・交通担当（83-3902）までお知らせ願います。

■自助具等の給付**【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

身体障害者手帳をお持ちの方もしくは軽度難聴児であって所得税非課税世帯に属する方を対象に、日常生活が容易になる用具を給付します。

■移動支援**【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

屋外での移動が困難な障がい者および障がい児について、地域における自立生活および社会参加を促すため、外出の支援を行います。

【対象者】町内に居住する障がい者等で、屋外での移動が困難な方

【備 考】自己負担は、原則としてサービス利用費の1割です。ただし、世帯の所得に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

■日中一時支援**【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

【対象者】町内に居住する、身体、知的または精神に障がいのある方および障がい児

【備 考】自己負担は、原則としてサービス利用費の1割です。ただし、世帯の所得に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

■地域活動支援センター**【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

障がい者および障がい児に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。

【対象者】町内に居住する障がい者

【備 考】自己負担は、原則としてサービス利用費の1割です。ただし、世帯の所得に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

■配食サービス**【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

毎週月～土曜日昼食・夕食時に栄養バランスに配慮した温かいお弁当を届けることで、安否確認および身体・精神的負担の軽減を図ります。

【対象者】おおむね65歳以上の方および障がい者（別途、町が定める基準があります。）

【備 考】料金は、1食につき400円（税別）です。また、安否確認のために直接の受け取りが必要です。

■意思疎通支援**【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣を行います。

【対象者】町内に居住し、聴覚・言語機能・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方

■福祉タクシー利用券の交付

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

重度の障がいのある方の社会参加促進を支援するため、タクシーチケット（基本料金分）を年間15枚交付します。事前に申請が必要です。

【対象者】1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方

【備 考】福祉タクシー利用券を使用できる機関

- ・(有)由仁ハイヤー ☎83-2727
- ・介護タクシーさくら ☎0120-513-496
- ・まさき介護タクシー ☎080-8294-8371
- ・介護タクシーささやか丸 ☎090-1300-3380



■ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

外見からは障がいがあると分からなくても援助や配慮を必要とする方が周囲の援助を受けやすくなることを目的として、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します。

【対象者】周囲からの助けが必要な時にヘルプマーク・ヘルプカードを利用したい方

【備 考】配布は無料です。

■歩行杖の給付

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

歩行が不自由で杖の必要な方に、T字型の杖を給付します。

【自己負担】200円

■車イスの貸出し

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

旅行や買い物・行楽など出かける時に車イスを必要とする方に、無料で貸出しを行っています。

■NET119緊急通報システム

【南空知消防組合由仁支署 ☎83-2388】

聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい等により、音声で会話することが困難な方を対象に、携帯電話等の端末を利用してインターネット経由で消防署へ通報できるシステムです。利用には、消防署で登録する必要があります。

■緊急通報装置

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

病状や心身上、不安のある方を対象に、火災や救急時などの緊急時に通報できる緊急通報装置を設置します。

緊急ボタンを押すとガードマンがかけつけ、希望に応じて由仁町立診療所の医師による医療相談が受けられます（ゆにクリホットライン24）。

【対象者】障がい者手帳を交付されている一人暮らしの方などで、別途町が定める設置基準に該当している方

医療費について

■自立支援医療（更生医療）

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

身体障がい者が障がいの程度を軽減したり、障がいを除去したりするための医療費の一部を助成します。

【対象者】身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、人工透析、人工関節置換術等の医療を受ける方

【備 考】自己負担は原則として医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担です。

■自立支援医療（精神通院医療）

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

精神疾患の医療費の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療費の一部を助成します。

【対象者】統合失調症やうつ病、その他の精神疾患有する方で、通院による精神医療を続ける必要がある症状に該当する方

【備 考】自己負担は原則として医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

■自立支援医療（育成医療）

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる子どもで、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その医療費の一部を助成します。

【対象者】18歳未満の子どもで身体に障がいを有する方、または、放置すると将来障がいを残すと認められる方で、手術等によって障がいの改善が見込まれる方

【備 考】自己負担は原則として医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

■重度心身障がい者医療費助成制度

【住民課 戸籍・国保担当 ☎83-3903】

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方でその障がいが重度な方を対象に、医療費の自己負担分を助成します（所得制限があります。）。

医療機関受診の際、ほかの医療費助成制度（国または北海道の制度など）の対象となっている場合は、その受給者証も一緒に提示してください。

助成金・手当・各種減免制度について

■自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税環境性能割の減免 【札幌道税事務所☎011-746-1194または北海道空知総合振興局☎0126-20-0056】

身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税（環境性能割・種別割）または軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

- 【対象者】
- ・身体障害者手帳をお持ちの方で一定の範囲の障がいを有する方
 - ・療育手帳をお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の範囲の障がいを有する方

【備 考】 減免の対象となる自動車については要件があります。

■軽自動車税種別割の減免 【住民課 稅務担当 ☎83-3902】

身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

【備 考】 申請期限は、当該年度の納期限7日前までとなります。

■有料道路通行料金の割引 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

障がいのある方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路通行料金について、通常料金の半額割引を受けることができます。

- 【対象者】
- ・本人運転の場合は、身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・介護者運転の場合は、身体障害者手帳「第1種」、または療育手帳「A」をお持ちの方

【備 考】

- ・あらかじめ車両の登録を受けることが必要です。
- ・ETCの利用登録も可能です。

■NHK放送受信料の減免 【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

次の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

全額免除	<p>①生活保護世帯 ②身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の世帯</p>
半額免除	<p>受信契約者が次のいずれかに該当する世帯主の場合 (受信契約者が世帯主以外の場合は、当該免除対象になりません。) ①視覚または聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの場合 ②身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの場合 ③療育手帳のA判定をお持ちの場合 ④精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの場合 ⑤戦傷病者手帳の特別項症から第1款症をお持ちの場合</p>

■腎臓機能障がい者通院交通費の補助 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

腎臓機能障がいの身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、人工透析のために通院する交通費の一部を補助します（医療機関までの距離や所得による制限があります。）。

■自動車改造費の助成 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

身体障がい者が就労等のため、自ら運転しやすいように自動車の操作装置、駆動装置等を改造する経費を助成します（上限100,000円）。

【対象者】町内に居住する、肢体不自由4級以上の身体障害者手帳をお持ちの方

■自動車運転免許取得費の助成 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

身体障がい者で就労等のため、自動車の運転免許の取得を希望する方に対し、その技術習得に必要な教習費用を助成します（上限100,000円）。

【対象者】町内に居住する、4級以上の身体障害者手帳をお持ちの方

■障害基礎年金 【住民課 戸籍・国保担当 ☎83-3903】

次の要件を満たす方は、障害基礎年金を受給できる場合があります。

【要 件】

- 1 障害の原因となった病気やケガについて初めて医師等の診療を受けた日（初診日）が国民年金に加入している期間であること。

※20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。

- 2 障害認定日（病状が固定した日）に、障害基礎年金で定める1級または2級に該当すること。

※20歳前に初診日がある障がいについては、20歳になったときに一定の障がいの状態にあれば支給されます。

- 3 一定の保険料納付要件を満たしていること。

【年金額】2級 老齢基礎年金の満額と同額（子の加算があります。）

1級 障害基礎年金2級の支給額の1.25倍の額（子の加算があります。）

【支給制限】20歳より前に初診日がある障がいで年金を受給する場合は、所得状況により支給制限があります。

■特別障害者手当 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

精神または身体に著しく重度の障がい（障がいの程度には基準があります。）があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給します。

【手当】月額27,350円

【備考】支給月は2月・5月・8月・11月です（前月分までの支給となります。）。

■障害児福祉手当 【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

精神または身体に重度の障がい（障がいの程度には基準があります。）があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の方に対し支給します。

【手当】月額14,880円

【備考】支給月は2月・5月・8月・11月です（前月分までの支給となります。）。

■特別児童扶養手当

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

障がいのある20歳未満の子どもを養育している方に対し支給します。

【手当】 1級：月額52,500円 2級：月額34,970円

※所得制限があります。

※子どもが施設に入所している場合は支給されません。

【備考】 支給月は4月・8月・12月です（前月分までの支給となります。）。

■北海道心身障害者扶養共済制度

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

障がいのある方を扶養している保護者が加入し、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がいになったときに、障がいのある方に一定の年金が支給されます。

【対象者】 北海道に住所がある65歳未満の健康な方で、次の障がいのある方を扶養している方

- 知的障がい者
- 1級から3級の身体障害者手帳をお持ちの方
- 精神または身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が上記と同程度と認められる方

【備 考】 保護者が納める掛金の額は、加入時の保護者の年齢に応じて決まります。

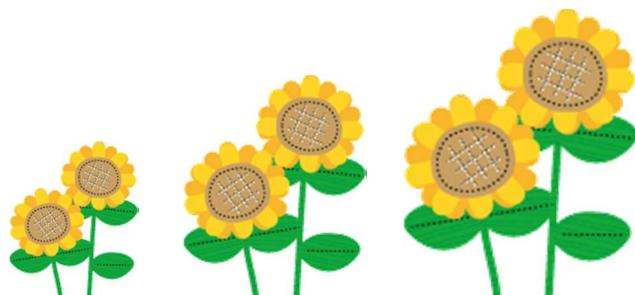
相談について

■相談支援

【由仁町障がい者総合相談支援センター ☎83-4750】

障がい者や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

【対象者】 町内に居住する、身体、知的または精神に障がいのある方および障がい児の保護者



高齢な方や介護が必要な方へ

介護について

■介護保険制度

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

介護保険は、40歳以上のみなさんが保険料を負担し、介護を必要とされる方やその家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

●制度のあらまし

【被保険者】

- ・第1号被保険者：65歳以上の方
- ・第2号被保険者：40歳から64歳までの医療保険に加入している方

【介護保険被保険者証】

・65歳以上の方と要介護認定を受けた40歳以上の方に交付します。

【保険料】

- ・第1号被保険者：本人と世帯の町民税課税状況や所得に応じて段階的に保険料が算定されます。
- ・第2号被保険者：加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

【保険料の納め方】

・第1号被保険者：原則、年金からの天引きによる納付となります（納付方法は選べません。）。ただし、年金の年額が18万円未満の方や、年金担保貸付を利用されている方など、条件によって年金からの天引きができない方は納付書または口座振替での納付となります。
・第2号被保険者：加入している医療保険料と一括徴収されます。

【介護保険サービス】

・サービスの利用者負担は原則として費用の1割、一定額以上の所得がある方は2割または3割です。介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定、要支援認定またはチェックリストに該当することが必要となります。

【サービスを利用するためには】

・サービスを利用するには、ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するか）を作成する必要があります。自己作成することも可能ですが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に依頼することもできます。ケアプランの作成を依頼すると、支給限度額の管理やサービス事業所との調整などを本人に代わって行ってくれます。ケアプランの作成に関する費用は、全額を保険給付として町が負担しますので、利用者負担はありません。

[要介護1～5の認定を受けている方]

ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業者と契約し、保健福祉課（高齢・障がい担当）に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出してください。

[チェックリスト該当者および要支援1・2の認定を受けている方]

地域包括支援センター（げんき館内）にご相談ください。



●介護保険で利用できるサービス

	サービス種別	要介護1～5の方	要支援 1・2の方
■在宅で生活しながら利用できるサービスです。			
	訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助や、調理・洗濯・掃除等の家事、通院等のための乗車または降車の介助が受けられます。	訪問型 サービス (次項)
	(予) 訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車が入浴困難な利用者の自宅を訪問し、入浴の介助を受けられます。	
	(予) 訪問看護	訪問看護師等が利用者宅を訪問し、血圧・脈拍のチェックやリハビリテーション、床ずれ（じょくそう）の処置、経管栄養の管理等、療養上の世話や必要な診療の補助が受けられます。	
	(予) 訪問リハビリテーション	理学療法士等が利用者宅を訪問し、リハビリテーションを受けられます。	
	(予) 居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者宅を訪問し、看護方法や口腔ケア、服薬の管理などの療養上の管理指導を行います。	
在宅サービス	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、レクリエーションによる利用者同士の交流、生活についての相談・助言、健 康状態の確認等の日常の世話と機能訓練等のサービスを日帰りで受けられます。	通所型 サービス (次項)
	(予) 通所リハビリテーション	介護老人保健施設等に通って、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーション等のサービスを受けられます。	
	(予) 短期入所生活介護 (ショートステイ)	利用者の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由により、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介助、その他日常生活上の世話と機能訓練等のサービスが受けられます。	
	(予) 短期入所療養介護 (ショートステイ)	利用者の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由により、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護・医学的管理下の介助、機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話等のサービスが受けられます。	
	(予) 福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具（手すり・歩行器・歩行補助つえなど）の貸与が受けられます。介護度によって利用できる福祉用具が異なります（車いす・特殊寝台など）。	
	(予) 特定福祉用具販売	指定業者から入浴や排せつなどに使用する福祉用具（腰掛便座・入浴補助用具など）を購入したとき、購入費が支給されます。	

	サービス種別	要介護1～5の方	要支援 1・2の方
在宅 サービス	(予) 住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。改修前の事前申請が必要です。20万円を上限に費用の9割、8割または7割を支給します。	
■施設に入所して利用するサービスです。			
施設 サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。 ※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。	利用でき ません
	介護老人保健施設	入所者に対し、リハビリテーションを中心とした医療サービスや日常生活上の世話を行います。	
	介護療養型医療施設	療養病床等を持つ医療機関の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。	
	介護医療院	医療と介護を長期的に必要とする方に対し、医療と介護を一体的に提供します。	
■住み慣れた地域で生活を続けるためのサービスです。由仁町の方のみ利用できます。			
地域 密着型 サービス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。要支援1の方は利用できません。	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な介護老人福祉施設（入所定員29人以下）に入所する方が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 ※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象です。	利用でき ません
	地域密着型通所介護 (デイサービス)	小規模なデイサービスセンター（定員18人以下）に通って、入浴・排せつ・食事等の介助、レクリエーション、機能訓練等のサービスを受けられます。	

(予) 介護予防：要支援者のサービス

●介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2、チェックリスト該当者（要支援に相当する状態の者）の方に対して訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。利用には、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントを受ける必要があります。

訪問型サービス	訪問介護（ホームヘルプ）と同様のサービス
通所型サービス	通所介護（デイサービス）と同様のサービス

他の生活支援サービス	見守りや栄養改善を目的とした配食サービスなど
------------	------------------------

●由仁町内でサービスを受けられる事業所

サービス種別	事業所名	住 所	その他
訪問介護 訪問型サービス	由仁町社協居宅サービスステーション	由仁町東栄87番地の1 健康元気づくり館内	
地域密着型通所介護 通所型サービス	由仁町社協デイサービスセンター	由仁町東栄87番地の1 健康元気づくり館内	定員 18人
(予) 訪問看護	長沼地域由仁訪問看護ステーション	由仁町東栄87番地の1 健康元気づくり館内	
(予) 訪問リハビリテーション	由仁町立診療所	由仁町馬追1番地の1	
(予) 短期入所生活介護	ほほえみの家	由仁町東栄88番地の2	定員 3人
(予) 短期入所療養介護	ひだまり（由仁町立診療所内3階）	由仁町馬追1番地の1	定員 8人 (空床型)
(予) 居宅療養管理指導	由仁町立診療所	由仁町馬追1番地の1	
	牧野内科医院	由仁町中央19番地	
	ゆに・ハーブ薬局	由仁町本町359番地	
(予) 住宅改修	各工務店等		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	こもれびの家	由仁町東栄86番地	定員 70人
介護老人保健施設	ひだまり（由仁町立診療所内3階）	由仁町馬追1番地の1	定員 29人
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	あかるい家	由仁町東栄16番地の18	定員 9人
	囲炉裏	由仁町三川緑町95番地	定員 9人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	ほほえみの家	由仁町東栄88番地の2	定員 27人
軽費老人ホーム	縁豊苑	由仁町馬追215番地	定員 50人

■介護用品の給付**【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

在宅で介護されている方およびその家族の経済的負担軽減のため、おむつなどの介護用品を購入できる給付券を交付します。

【対象者】介護保険の要介護状態区分4・5の在宅の方のうち、住民税非課税世帯に属する方（生活保護を受給されている方、住民税が課税されている方に扶養されている方を除きます。）

【給付額】月額4,500円

生活に役立つ支援について**■配食サービス****【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

毎週月～土曜日の昼食・夕食時に栄養バランスに配慮した温かいお弁当を届けることで、安否確認および身体・精神的負担の軽減を図ります。

【対象者】おおむね65歳以上の方および障がい者（別途、町が定める基準があります。）

【備 考】料金は、1食につき400円（税別）です。また、安否確認のために直接の受け取りが必要です。

■緊急通報装置**【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】**

病状や心身上、不安のある方を対象に、火災や救急時などの緊急時に通報できる緊急通報装置を設置します。

緊急ボタンを押すとガードマンがかけつけ、希望に応じて由仁町立診療所の医師による医療相談が受けられます（ゆにクリホットライン24）。

【対象者】おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者の方などで、別途町が定める設置基準に該当している方

■デマンドタクシー**【住民課 環境・交通担当 ☎83-3902】**

自宅から役場、げんき館、ポッポ館ゆに、町立診療所間を乗合タクシーで送迎します。

【対象自治区】岩内・川端・山桜・東三川・中三川・本三川・熊本（町道南北線から東の区域）

【対 象 者】対象自治区に住んでいる65歳以上の方

【利 用 料 金】1乗車につき250円

※免許返納者または一定の病気に該当し、免許取消もしくは停止された方は100円

【運 行 日】毎週 月曜日・水曜日・土曜日（祝日、12/31～1/5を除く。）

【運行区間およびダイヤ】

- **自宅**→役場→げんき館→ポッポ館ゆに→町立診療所
- 町立診療所→ポッポ館ゆに→げんき館→役場→**自宅**

便 名	1便	2便	3便	4便
出発 (※)	8時15分 ～ 9時	11時45分 ～ 12時30分	13時15分 ～ 14時	15時45分 ～ 16時30分
到着 (予定)	9時30分	13時	14時30分	17時

※出発時刻は、利用者の乗車場所・タクシーの乗合状況により異なるため、予約時に確認

【利用方法】利用には事前登録が必要です。

■歩行杖の給付

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

歩行が不自由で杖の必要な方に、T字型の杖を給付します。

【自己負担】200円

■生活支援ボランティア

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

日常的な家事や介護保険のホームヘルパーができない支援をボランティアが訪問し行います。

【利用方法】社会福祉協議会から事前にチケットを購入し、支援を受けたい内容や日にちなどを相談します。

【料 金】チケット1枚（1回）につき100円

■車イスの貸出し

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

旅行や買い物・行楽など出かける時に車イスを必要とする方に、無料で貸出しを行っています。

認知症の支援

■認知症カフェ事業

【地域包括支援センター ☎83-4750】

認知症の方やその家族、専門家、地域住民が集まってお茶を飲みながら交流を行ったり、専門職による認知症、介護相談を行ったりする場です。どなたでも参加できます。

【場 所】グループホーム囲炉裏（由仁町三川緑町95番地 ☎76-7828）

【開催日】各月1回 詳細は「広報ゆに」でお知らせします。

【参加料】飲み物代として100円

■認知症サポーター養成講座

【地域包括支援センター ☎83-4750】

認知症の正しい知識を身に付け、地域や職場で認知症の方や家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講座を希望する団体に実施します。受講した方には認知症サポートカードが、また、団体にはステッカーが贈呈されます。グループでお気軽に申し込みください。

■認知症高齢者等見守りネットワーク

【地域包括支援センター ☎83-4750】

徘徊の見られる認知症高齢者等が所在不明になった場合、早期に発見できるよう捜索に必要な情報の事前登録を行います。また保護された場合、連絡先等が分かるシールを配布して家族介護者が安心して介護できる環境を整備します。

【対象者】徘徊行動の見られるおおむね65歳以上の認知症高齢者等

【備 考】事前登録された内容は、行方不明時の早期対応のため警察署と共有します。

■認知症高齢者等GPS購入料の助成

【地域包括支援センター ☎83-4750】

徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明にならないよう、GPSを活用した徘徊探知機等を購入・契約する場合の初期費用を助成します。

【対象者】徘徊行動のおそれのあるおおむね65歳以上の認知症高齢者等で、認知症高齢者等見守りネットワークに登録している方の家族等

【助成額】上限20,000円（初期費用に限ります。）

見守り、助け合い

■除排雪サービス

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

おおむね65歳以上の人一人暮らしの方または夫婦二人世帯などで自身では除排雪が困難な方を対象に、日常生活の維持、緊急時の車両運行確保等のため、玄関前通路等の除排雪を行っている自治区に対し、その経費の一部を補助します。

【対象者】次の要件を満たす対象者に対し除排雪を行っている自治区

- ・おおむね65歳以上で、一人暮らしの方または夫婦二人世帯（近隣に除排雪を行うことが出来る親族等がない方）
- ・冬期間不在にならない方

■地域支え合い活動

【保健福祉課 高齢・障がい担当 ☎83-4750】

自治区内の見守り、声かけ、安否確認等を行い、支え合いの地域づくりを進めます。活動を実施する自治区には、支援を必要とする方（在宅者の方）の名簿（名簿登載に同意されなかった方は除く。）を提供します。

この活動に取り組む自治区に対して、その経費の一部を補助します。

【支援を必要とする方】

- ・高齢者（65歳以上の一人暮らしまたは夫婦二人世帯等）
 - ・身体障害者手帳をお持ちで1、2級に該当する方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで1級に該当する方
 - ・療育手帳をお持ちで、A判定に該当する方
 - ・障害支援区分認定4以上に該当する方
 - ・要介護認定を受け要介護3以上に該当する方
 - ・その他（上記の項目に該当しないが、何らかの見守り等が必要と認められる方）

医療保険について

■健康保険の高齢受給者

【住民課 戸籍・国保担当 ☎83-3903】

70歳の誕生日の翌月（誕生日が1日の方は誕生月）から高齢受給者となり、医療費の負担が3割負担から2割負担へ軽減されます（一定額以上の所得がある方は3割負担となります）。受給者証は、70歳を迎えると加入している健康保険から交付されます。

■後期高齢者医療制度

【住民課 戸籍・国保担当 ☎83-3903】

75歳以上の方または65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり、広域連合に認定された方は、医療費負担が1割負担となります（一定額以上の所得がある方は3割負担となります）。

保険証は75歳の誕生日前に交付されます。



介護予防と生きがいづくり

■げんき塾

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

認知症等や転倒骨折の予防および身体機能の低下の予防のため、インストラクターの指導のもと、ストレッチや運動等を行います。

【対象者】65歳以上の方

【会 場】げんき館および三川会館

【備 考】げんき館：毎週水曜日、三川会館：毎週金曜日実施（祝日を除く。）
1回につき100円の参加費が必要になります。

■いきいきサロン

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

高齢者を対象として、地域の中の仲間づくり、生きがいづくりのために、レクリエーションやバス旅行などのいきいきサロンを開催します。

【対象者】65歳以上の方

【備 考】材料費等の参加費がかかる場合があります。

■老人クラブ活動

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

老人クラブとして、高齢者の生きがいづくりのため、仲間と楽しい活動をしながら、地域への社会奉仕、教養講座、健康づくり等の活動を行っています。おおむね60歳以上の方で、老人クラブ活動を希望される方の入会を随時募集しています。参加希望の方は、地元老人クラブの方へ直接ご相談ください。

■地域サロン

【地域包括支援センター ☎83-4750】

高齢者等が気軽に集まり交流することで、生きがいづくり、健康づくり、仲間同士の支え合い、介護予防等につながるボランティア等の運営による地域サロンが、身近な場所で開催されています。

【対象者】高齢者、ボランティア、その他集まりたい方

【場 所】・三川サロン：三川あかり館

- ・ふまねっとゆに：健康元気づくり館、三川あかり館、川端消防会館
- ・東栄サロン：古川公民館

【備 考】場所により、開催回数や時間等が異なります。また、茶菓子代として1回につき100円程度の参加費が必要になります。

■由仁町高齢者事業団

【由仁町高齢者事業団 ☎83-2304】

高齢者が仕事を通じて社会奉仕活動などを行い、自己の生きがいの充実や社会参加の機会づくり等の活動を行っています。町内に居住する60歳以上で働く意欲のある健康な方なら、どなたでも入会が可能です。

■ボランティア活動（ボランティアポイント）

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

社会福祉協議会では、ボランティアセンターへの登録、ボランティア保険の受付や、各団体との調整、ボランティア活動団体連絡会の支援を行っています。現在、ボランティアセンターには21団体が加入し、各団体の活動に対して町ボランティアポイント事業「福祉感謝券」（町商品券）を発給しています。

○ボランティアセンター加入団体

団体名	代表	活動概要
花いっぱい川端	会長 平尾 君代	R274川端地区の植栽、草取り
コスモス会	会長 泉 久枝	いきいきサロン等参加者見守り支援、ふれあい広場協力
まゆの会	会長 蜂谷美代子	由仁町社協ディサービスボランティア、ふれあい広場協力
手話サークル「つぼみ」	会長 大野 辰美	手話教室等の講師・講習
おはなし会わらべ	代表 松井由季子	第2・4土曜日に子どもたちへの本の読み聞かせ活動（三川地区）
由仁ライオンズクラブ	会長 吉田 岩雄	献血の推進、青少年育成、緑化推進、交通安全運動協力
由仁町赤十字奉仕団	委員長 木野知洋子	ポップ館花壇植栽、施設清掃、炊き出し等
いちい会	代表 白又 弘男	ポップ館清掃、リサイクル活動、道路清掃等
ゆにっ子見守り隊	代表 大谷 健治	登下校時に児童生徒の安全を見守る（スクールガード）
由仁町を日本一桜のまちにする会	代表 安達 英	サクラの植樹活動、草刈り、施肥、病害虫防除など
由仁町ことばを育てる親の会	会長 島 綾子	ことばの発達に心配のある子どもの保護者が、共に学び合い交流を図ることで問題や悩みを解決する会
7. 6ヒルズフラワー会	代表 龍嶋 靖子	文化交流館、げんき館前の植栽、草取りなど
ほっとレモン	代表 高丸 恵子	ほほえみの家で入所者の話し相手、入浴後の身支度、洗濯物の整理・整頓、行事の手伝い
ふまねっとゆに	会長 小仲 弘康	「ふまねっと健康教室」の開催 ふまねっと運動を地域や老人クラブなどに広め、介護予防・健康づくりのサポート
R234ゆに花愛クラブ	代表 長澤 敬子	国道234号線の交差点花壇の植栽と水やり等の手入れ
翼声会	代表 近藤 秀雄	民謡とイベントで施設等に慰問活動
由仁マンモスターズ	会長 黒沼新一郎	演奏と唄で施設等に慰問活動 バンド演奏
健康生活ネットワーク茶の湯	代表 丹野実恵子	施設、自治区ほか団体への茶の湯 生け花教室
心美の会	代表 高丸 恵子	介護老人福祉施設こもれびの家ボランティア
夢唄う由仁カラオケGPズ	代表 小仲 弘康	高齢者のフレイル予防、福祉施設慰問
ヤリキレナイ会	代表 大居 寛	ヤリキレナイ川両岸の遊歩道などの草取り、草刈り、ゴミ拾い等

予防接種について

■高齢者の予防接種

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

【定期予防接種】

予防接種名	対象者	回数	お知らせ方法等	費用
インフルエンザ	接種時65歳以上 および60歳～64歳で心臓、じん臓、呼吸器機能等に障がいを有する方	1回 (1シーズン)	広報ゆに・由仁町ホームページ	接種額から 1,370円を控除した額 (生活保護世帯は無料)
肺炎球菌	今年度中に 65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、100歳になる方で、1度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない方	1回	4月に個別ハガキ通知	自己負担 2,000円

【接種医療機関】
• 由仁町立診療所
• 牧野内科医院



健康づくりに関するここと

健康診査について

■各種健診（検診）等

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

特定健診・がん検診等の各種健診を集団健診および個別健診で実施しています。健診日程・料金等の詳細は「広報ゆに」および「由仁町ホームページ」でお知らせします。

健診（検診）の種類	対象者（年度末年齢）	健診（検診）内容等
特定健診	40歳以上75歳未満 (40歳の方は無料)	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査等 ※国保以外の方は加入健康保険にお問い合わせください。
長寿健診	75歳以上（後期高齢者）	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査
若年健診	20歳以上39歳未満	（眼底検査は後期高齢者のみ）
胃がん検診	40歳以上	胃部レントゲン間接撮影（胃バリウム）
胃がんリスク検査 (ピロリ菌検査+萎縮性胃炎検査)	20歳以上	ペプシノゲン検査・ヘリコバクターピロリ抗体検査（血液検査）
肺がん検診	20歳以上	胸部レントゲン撮影
喀痰検査	40歳以上（喫煙年数×1日の本数=600以上）	喀痰の細胞診
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査（2日法）
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査（PSA腫瘍マーカー検査）
子宮頸がん検診	20歳以上の女性（隔年）	子宮頸部細胞診検査（夏、レディースひまわり健診でHPV追加可）
婦人科超音波検査	20歳以上の女性	子宮頸がん検診と同時に実施
乳がん検診	40歳以上の女性（隔年）	マンモグラフィー検査
肝炎ウィルス検査	40歳以上で過去に受けたことがない方 (40歳の方は無料)	血液検査（B型・C型肝炎ウィルス検査）
エキノコックス検査	小学校3年生以上	血液検査
歯周疾患健康診査	40、50、60、70、80歳	町内歯科医院での歯周疾患検査 (対象の方には個別案内します)

■健康推進・地域活性化事業

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

～健診受けて、チケットもらって、まちで使おう（KCM）事業～

令和2年度中に健診を受けた20歳以上の方へ、町内で利用できる割引チケット（げんきチケット）を交付します。げんきチケット1枚で1回200円の割引が受けられます。チケットを受け取るためには申請が必要です。

- 【げんきチケット交付枚数】
- ・町の健診（特定健診・長寿健診・若年健診）や職場で健診を受けた方
⇒げんきチケット3枚またはゆにガーデンシーズンパスポートのどちらかと、減塩食品お試し券
 - ・家庭血圧測定記録（1週間分）の提出⇒げんきチケット3枚加算

【げんきチケットが使えるところ】

ゆにガーデン、体験農園、ユンニの湯、町民由仁プール、古山オートキャンプ場、町内パークゴルフ場（由仁PA！、三川パークゴルフクラブ）、由仁町共通商品券加盟店、夏・秋・冬のひまわり健診

【減塩食品お試し券取り扱い店舗】

ホクレンショップ由仁店・てらさわ商店
セイコーマート三川店・ひらおストアー

健康増進について

■健康教育

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

自治区や老人クラブ、婦人会等各種団体で、健康に関する学習会を実施します。

■健康相談

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

特定健診の結果についてよくわからない、生活習慣病やメタボリックシンドロームが心配、食事療法がうまくいかないなど、ご自分やご家族の身体や心の健康について、保健師や管理栄養士が相談に応じます。

■健診結果説明会

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

特定健診、がん検診等の結果の見方のポイントや、生活習慣病予防のアドバイスを行っています。

【対象者】

特定健診、がん検診等を受診した方

■特定保健指導

【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

特定健診を受診された方のうち、メタボリックシンドローム該当・予備群の方を対象に、判定結果に応じた保健指導を実施します。

【対象者】

国民健康保険加入者40歳～74歳で特定健診受診結果、保健指導レベルが積極的支援、動機づけ支援と判定された方。国保以外の健康保険に加入され、特定保健指導利用券をお持ちの方への保健指導も実施できますので、ご相談ください。

■健康づくりのためのトレーニング機器の利用 【保健福祉課 保健予防担当☎83-4750】

生活習慣病の予防には適度な運動が欠かせません。げんき館内に健康・体力づくりのためのトレーニング機器が設置されており無料で使用できます。

【対象者】中学生以上

由仁町立診療所に関するここと

診療所で受けられるサービスについて

■療養中の医療、介護および福祉サービスの相談 【由仁町立診療所内 医療福祉相談センター☎090-2207-3701】

療養中における医療、介護および福祉サービスの利用などの相談を専門のスタッフがお受けします。介護に関する相談などは、地域包括支援センターのほか、当センターでも対応しますので、受診された際にお気軽にご相談ください。

【主な相談内容】

- ・訪問診療や訪問リハビリの相談
- ・専門医療機関や介護事業所、施設の紹介
- ・退院後の在宅療養についての相談
- ・療養中における心配事の相談

【受付時間】月～金曜日 8時30分～17時（祝日を除く）

【受付窓口】医療福祉相談センター

■外来診療

【町立診療所 ☎83-2031】

●内科

【受付時間】8時30分～11時、13時～16時30分 ※水曜日の午後は休診

●整形外科

【受付時間】<月曜日>8時30分～11時、13時～15時30分

<水曜日>予約制 午前のみ



■救急診療

【町立診療所 ☎83-2031】

平日の17時以降や休診日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）の救急診療は、当直医師が担当します。平日の夜間は診療所の医師が、休診日は出張医師が対応します。当直医師の診療科については、電話でご確認ください。

■在宅療養支援

【町立診療所内 医療福祉相談センター☎090-2207-3701】

医療や介護が必要になっても住み慣れた自宅で生活することができるよう、訪問診療や訪問リハビリによる在宅療養支援を行っています。

●訪問診療

- ・定期的に医師が自宅等へ訪問し、診療を行います。
- ・専用電話により24時間体制で医師が相談に対応し、急な病状変化など診察が必要なときは医師がいつでも往診します。

●訪問リハビリ

- ・要介護（要支援）認定を受けている方を対象に、介護保険の限度額以内で定期的に理学療法士が自宅へ訪問し、リハビリを行います。

新型コロナウィルス感染症に関すること

■新型コロナウィルス感染症に関する相談 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

発熱があり、医療機関を受診される時は事前に電話相談をしてください。

(1) 「かかりつけ医」がいる場合は「かかりつけ医」に電話相談をしてください。

(2) 「かかりつけ医」がない場合は、「北海道新型コロナウィルス感染症健康相談センター」や「岩見沢保健所」に電話相談をしてください。

相談窓口	電話番号	開設時間
北海道新型コロナウィルス感染症健康相談センター	0120-501-507 (フリーダイヤル)	24時間対応
岩見沢保健所	0126-20-0122	8時45分～17時30分 (平日のみ)
厚生労働省電話相談窓口	0120-565-653 (フリーダイヤル)	9時～21時 (土日祝も含む)

新型コロナウィルス感染症への対応が長期化する中で、感染した方々やその家族のほか、医療・介護従事者など、私たちの生活を支えている関係者の皆さんに、偏見や差別、心ない誹謗中傷などにより傷ついています。不確かな情報で、差別やいじめなどをおこなわないよう、冷静に思いやりのある行動をお願いします。困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

相談窓口	電話番号	開設時間
新型コロナウィルス人権相談窓口	011-206-0497	9時～17時 (平日のみ)

■新型コロナワクチン接種 【保健福祉課 保健予防担当 ☎83-4750】

5月から順次、日時・会場を指定して、接種を開始しています。接種方法は、集団と個別がありますので、指定された日時で、都合が悪い場合は、コールセンターまでご連絡ください。詳しい日程等は、広報ゆにをご覧ください。

相談窓口	電話番号	開設時間
接種日時や会場の変更などの連絡 ■由仁町コロナワクチンコールセンター	0123-83-2771	8時30分～17時 (平日のみ)
ワクチンの効果や安全性、副反応のリスクなどの相談 ■厚生労働省電話相談窓口	0120-761-770 (フリーダイヤル)	9時～21時 (土日祝も含む)
副反応が生じた場合の受診の助言などの専門的な相談 ■北海道新型コロナワクチン接種相談センター	0120-306-154 (フリーダイヤル)	9時～17時30分 (土日祝も含む)

その他の生活支援と各種相談一覧

■民生委員・児童委員

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

民生委員・児童委員とは、地域で活動する身近な相談員です。困ったことや心配ごと、援助を必要とする相談には、住民の立場にたって対応します。行政や専門機関と住民をつなぐパイプ役です。また、子どものことを専門に担当し活動する主任児童委員もいます。個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務づけられています。

■生活保護

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

生活に困っている世帯に、最低限度の生活を保障する制度です。十分に努力をしても生活するための必要な収入を得ることができず生活に困窮する方に対し、経済的な援助を行います。

■生活・困りごと相談

【そらち生活サポートセンター ☎0120-279-234】

そらち生活サポートセンターでは、お仕事や生活の不安に関する相談に専門の支援員が応じます。一人ひとりの状況に合わせた計画を作成し解決に向け支援します。

■福祉金庫貸付事業

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

不意の出費で一時的に応急資金が必要となった時、10万円までの資金をお貸します。貸付期間は、最大10か月で、償還は月賦または一括払いです。借入には保証人が必要です。

■生活福祉資金の特例貸付

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

新型コロナウイルスの影響による休業や失業で、生活が困窮している方に向けて、生活費用の貸付を行います。

	緊急小口資金（休業された方向け）	総合支援資金（失業された方向け）
対象者	新型コロナウイルスの影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	20万円以内	<ul style="list-style-type: none">二人以上の世帯 月20万円以内単身世帯 月15万円以内 <p>貸付期間：原則3月以内</p>
据置期間	1年以内	
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	
保証人	不要	
申請期限	令和3年8月31日（火）まで	

■無料法律相談

【社会福祉協議会 ☎82-2167】

相続問題や消費者問題、借金の悩み、離婚、近隣とのトラブルなどを専門の弁護士が無料で相談に応じます。

【場 所】 げんき館

【実施日】 每月第2金曜日 13時～16時



■児童虐待相談

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

虐待が疑われる場合や、発見した場合はご相談ください（電話相談可）。

- 全国共通3桁ダイヤル 【☎189】（24時間365日対応。最寄りの児童相談所に繋がります。）

■配偶者や交際相手からの暴力相談

【保健福祉課 福祉・児童担当 ☎83-4750】

ドメスティックバイオレンス（DV）などについて、北海道立女性相談援助センターか保健福祉課にご相談ください。

- 北海道立女性相談援助センター 【☎011-666-9955】

【開設日時】 平 日 9時～17時 17時30分～20時
土日祝 9時～17時



■高齢者に関する相談

【地域包括支援センター ☎83-4750】

介護のほか虐待や成年後見制度など、高齢者に関する相談に応じ支援します。

【日 時】 月～金曜日 8時30分～17時

【場 所】 げんき館

【夜間・休日専用電話】 090-1647-4750



各種相談員（敬称略）

相 談 事 項 等	氏 名	電 話
高齢者に関する相談	地域包括支援センター ※夜間、休日	83-4750 ※090-1647-4750
身体障がいに関する相談	身体障がい者相談員 畠山 友栄	87-3206
知的障がいに関する相談	知的障がい者相談員 阿部 直	86-2814
精神障がいに関する相談	保健福祉課 高齢・障がい担当 岩見沢保健所健康推進課健康支援係	83-4750 0126-20-0122
人権に関する相談	人権擁護委員 岩崎 俊博 山宮 輝美 大居 寛	83-3361 87-3271 76-9003
更生保護に関する相談	保護司 井村 勇夫 望月 智子 高橋 宗瑛 遠藤 正幸 窪田 智子 中村 健一	83-2825 83-3704 83-2209 86-2073 83-2482 85-2061
行政相談	行政相談委員 田中 秀明	86-2566

相談事項等	氏 名	電 話	備 考
暮らしに関する ことなどの相談	民生委員・児童委員		
	望月 誠	83-3704	由仁1区
	手塚真喜子	83-2528	由仁2区
	田中 雄望	83-2420	由仁3・北6区
	早坂 孝通	83-2101	由仁4・南6区
	星場 実	83-3757	由仁5区
	舟橋由美子	83-3054	由仁7・8区（あけぼの団地のみ）
	成田まり子	83-3714	由仁8（あけぼの団地以外）・9・10区
	伊東 義晃	83-3487	山形・伏見
	濱西 育子	83-3151	古川
	齊藤 利明	83-3043	下古山・山桙
	中村 正弘	83-3554	岩内
	今井 淑江	87-3181	古山・熊本
	長澤 清一	87-3148	三川錦町
	石井ゆかり	87-3247	三川泉町北・泉町南
	畠山 智子	86-2955	三川旭町
	上本 雅代	86-2555	三川緑町
	菅原 陽子	86-2747	西三川・本三川
	山田 宏幸	87-3407	中三川・東三川
	山崎 愛子	85-2338	川端1区
中村 健一	85-2061	川端2区	
児童福祉に関する相談	主任児童委員		
	高山 香	83-2549	由仁地区
	土井 直子	86-2640	三川・川端地区



保健福祉ガイド

令和3年7月1日

発行・編集 由仁町保健福祉課

〒069-1203 夕張郡由仁町東栄 87 番地の1

由仁町健康元気づくり館内

電話 0123-83-4750

FAX 0123-83-3813

E-mail hoken-fukushi@town.yuni.lg.jp